## 戦後60年に思う

### ―長野大学退職の年に―

# Thought on 60 Years after World War II

依 田 發 夫\*
Hatuo Yoda

#### 教育を変える

もう20年も前になるだろうか、作家の千田夏光さんからお話を伺う機会があった。

1945年8月15日の終戦が近づくにつれ、幾多の若者達が「お国のため」と思いこまされ、特攻隊員として死地に出陣していった。そのときの若者達の生への執着、心の葛藤がどのようなものであったのかを千田さんは作品の中で書かれている。

そのことについて語られたときのことである。 千田さんは語気を強くしていわれた。「時の権力 者が、ある目的を遂行するために国家の姿を変え るうえでまず手掛けることは、教育を変えること である。教育によって子供たち、そして国民の意 識を権力者の都合のいいように変えておけば政治 を容易に変えることができる。これは洋の東西を 問わず歴史的な事実となっている。」と。現今俄 にわたしは、千田さんのこの言葉の現実的意味を 思い返している。

戦後現憲法の下で民主教育がすすめられ、また被爆体験もとおし国民の平和を希求する心は世界のどの国の国民にも劣らない強固なものとなったが、近年そのような国民意識に挑戦するかのような教育改革の動きが活発化している。

顕著な現れのひとつが、「新しい歴史教科書を つくる会」(西尾幹二会長)による日本の戦争責 任を否定する歴史教科書を、全国の学校で使用するようにしようというものである。「つくる会」の主張に対する論評は数多くの紙・誌面でとりあげられているのでここでは省略するが、平和教育の根幹に刃を突きつけるものであり、子どもたちの歴史観の変更を迫るものであることは確かであるう。

もう一つは、これこそが改革の本流であるが、 教育基本法「改正」の動きである。わが国の憲法 の理念の実現は「根本において教育の力によるべ きもの」(教育基本法前文)とし、教育基本法と 憲法とは一体不可分なものとなり、一貫して日本 の教育の中に生かされてきた。しかし、軍備の拡 大(世界第2位の軍事力、日米安保体制の強化、 自衛隊の海外派兵)、軍事法制化(新ガイドライ ン、周辺事態法、イラク特措法、有事関連7法) などにより現実政治が憲法の枠をはるかに超える 事態となっている。このことから憲法9条を変え て、戦争のできる国にしていくことと、その露払 いとして国民の意識改革が必要であることから教 育基本法を変えることが一体的にすすめられよう としている。その意味で、我が国はいま、戦後60 年の間の最大の岐路に立たされている。この危機 感が必ずしも国民のなかに共有されていない日本 という国はどういう国であろうか、と思う。

筆者は、旧制中学1年のとき終戦を迎えた。その日の前後(60年前)のことを振り返る前に、そ

<sup>\*</sup>社会福祉学部教授(2005.3.31退職)

れより2年ほど前の鮮烈な記憶がよみがえってくるのである。その記憶は私が戦争や平和のことを考えるときの原点となっている。

当時第二次大戦の戦況が日本にとって段々不利になってきていた。国民学校(小学校)4年のときである。私の生家のすぐ近くに住むUさん(当時20歳代半ばであったように思う)が出征した。部落の鎮守の森に近隣の人たちが早朝集まり、手に持った日の丸の旗を振り、「出征兵士を送る歌」を歌い、送り出した。テレビの画面によく映し出される、あの場面そのものであった。部落では何度も何度もそうして兵隊さんを送り出した。私の兄もその一人であった。

赤紙一枚の召集令状で、死を覚悟して戦地に赴く心境がどのようなものであったかを、幼い私は考える術もなかった。その光景が当たり前のように思っていた私のような少年たちを育ててきた教育は、魔力を持つもののようにあるときから思えてきた。学校の校門を入るとすぐ左手に奉安殿り、生徒はそちらに向き直って深くお辞儀をしてからできた。で舎に入るのが習わしであった。これは全国の学校に徹底されていた。一事が万事この調子で、「天皇のため」「国のため」が最優先されるの学校に徹底されていた。一事が万事この調子で、「天皇のため」「国のため」が最優先される教育の中で私たちは育った。このような幼少からの教育により国民の価値観が形成されてしまった。この歴史的「教訓」を生かして、いま為政者は「教育」を重視しているのである。

ある厳粛な事実と出会い、私は戦争のむごたらしさ、恐ろしさを魔法の呪縛から解きほぐされるように感じ始めた。それは私の長兄が出征した直後のことである。親類縁者や近所の人たちが私の家から去り、家族だけになったときであった。あう我慢できないというように突然母親の嗚咽があまった。蹲り、上半身を震わせる姿に周りのものは為すすべがなかった。普通の母親であればいれていたり前の姿であったであろう。それがはばかれていたり前の姿であったであろう。それがはばかれていたり前の姿であったであろう。それがはだれていたり前のときの社会によって作り出されていた非常な「常識」のためであった。母親はそれから10日間も寝込んでしまい、音段やったくれたいら10日間も寝込んでしまい、音段やったくれたときのあの言いようがなく切なかった気持ちは、いまがなく切なかった気持ちは、いまがないの中にある。

もう一つは、出征したUさんが3ヶ月もたた ないうちに遺骨となって帰ってきたときのことで ある。その当時は3~4人の兵士の遺骨がまと まって帰還してくることがよくあった。小学校か ら2km ほどのところにあるバス停からの沿道 を、小学生が半旗の日の丸を持って両側に列を作 り迎えるのである。そして学校の中庭で村葬がと り行われる。葬儀のあとUさんの遺骨は家族に 抱かれ、家へ向かった。その葬列の後について歩 きながら私は現実を現実のこととして受け入れる ことができず悶えた。わずか前まで、あんなに壮 健で野良仕事をし、笑顔を浮かべて送り出されて いったUさんが短期間の間になぜこんな姿に、 と考え始めると心が動転した。Uさんが身近な存 在であっただけにその死を認めたくなかったので ある。その思いはしばらくして戦争の恐怖へと変 わっていった。

この恐怖から逃れるにはどうしたらいいか、戦争に行かないで生き延びられる方法はないか、と小学校4年生の頭の中で真剣に考え始めた。いまにして思えば稚拙の域を出ないが、家の裏山にある、ほとんど人の通わない我が家の屋敷神を祀った小さな祠の陰に隠れていようと考えていた。そのために必要な食料や寝具、茣蓙などの準備を始めた。志半ばにして、父親に見つけられ、ひどく怒られ、実現できずに終わった。この時のむごい死への恐怖心は、私の青年時代の価値観を形成するうえで重要なインパクトとなった。そして戦後60年を生きてきた我が人生における諸思考の礎ともなっている。

1945年、この年の夏は異常に暑かった。8月を迎える2ヶ月ほど前から私は、中学のクラスメートとともに現佐久市内にあった農林省(当時)の種畜牧場へ飛行場づくりの作業に動員されていた。本土決戦に備えた俄飛行場造成である。

広い牧場の敷地にある防風林を切り倒し、人力で整地し、3km ほど離れた石山をダイナマイトで爆破し、その鉄平石(50cm 四方くらい)を中学生が肩にかつぎ、人海戦術で運び、一枚一枚敷き詰めていく気の遠くなるような作業である。動員された中学生は1、2年生で、3年生以上は学徒動員で遠方の工場へ行っていた。最上級生は海軍兵学校とかの軍務についているものが多かっ

た。作業員は私たち中学生のほかに、軍によって 徴用された軍属と呼ばれる年配の予備兵たちで あった。その予備兵のおじさん達と中学生が炎天 下でモッコ担ぎの土木作業をするのであるが、大 人の方がフラフラしていて仕事が進まないのであ る。食糧不足による栄養失調と吹き出るような汗 で、極度に体力が低下していたためである。動け なくなり腰をおろすと若い上官に叩かれ、歯を食 いしばりながら働く姿を中学生が見ることは非常 につらかった。戦時中なるが故にまかり通る不条 理を、子供心ではあってもどのくらい憎んだか知 れない。朝家を出るときに母親に頼んで豆炒りを 作ってもらい茶封筒に入れて持っていった。作業 中、上官に見つからないようにしてそっとその茶 封筒をおじさんのポケットに入れるのである。そ んな些細な行為に大粒の涙をこぼして喜んでくれ た。現在の食糧事情からは想像もつかないような ことが起き、どれだけ多くの人々が身も心もすり 減らされていたことか。こんな時代であるからこ そ人と人の心が寄り添う暖かさをじっと噛みしめ るわずかな瞬間をつくることができたのだと思 う。

8月14日、作業はほぼ完成に近づいていたが明日は休みだとの伝令が走った。その日は朝からじりじりと照りつけるような暑い日であった。家で養蚕の「かいこあげ」作業を手伝っていたときであった。隣家の小父さんが肩を落とし足を引き摺りながら我が家の庭に入ってきて一言ほそりと言った。「日本が負けたってさ」と。

私は一瞬我が耳を疑った。何かの間違いではないか。自分が死ぬことは絶対いやだと思っていたが日本が負けるとは夢想だにしなかった。なぜなら私たちは、修身の授業で「神風」のことを教えられ、真底からそのことを信じさせられていたのである。その日の午後から呆然自失の時間が始まった。思考の整理がつかないまま、ただ一つ「これからの日本はどうなるのか」を考え続けた。

冒頭引用した千田夏光さんのお話のとき、私は 改めて自己体験のなかからそのリアリティに身の 縮む思いがしたのである。日本がアジアにおける 侵略を意図し、他国に対する戦争を仕掛けようと したとき、いかに周到に戦争の正当性を国民に教 えこみ、とりわけ人格形成期にある者への教育を 重視したかについては私たちは生き証人となって いる。生き証人が今の時代に声を大きくして時代 の危険性を社会にアピールすることは、当然すぎ るくらい当然の義務であると考える。

わが国の行った戦争が歴史的に侵略戦争として立証され、再びあの惨禍を引き起こしてはならない、平和な世界をつくろうとする国民的教育が戦後60年間にわたり学校や社会で積み重ねられてきた。一方、そのことを良しとしない動きが近年国内に広がりつつあることは前段で述べた。襟を正して歴史の事実と向き合う教育の中から平和な世界を築いていく確かな足取りが始まる。わが国では政治の場でもこの認識が曖昧にされている。むしろ後ろ向きになりつつあるとさえ感じる。

日本と同様に第二次世界大戦で戦争犯罪をおかしたドイツではナチスの犯罪を子どもにどのように教えているのであろうか。ドイツ歴史教育の特徴は、ドイツが第二次世界大戦中に侵略した近隣諸国との共同の歴史研究から始まったのである。(2005,02.24付「赤旗」)「欧州の諸国民は二度と戦争を経験してはいけない」を原点に、国民間の敵意をなくすための共通の認識をつくり、まず子どもに教えていこうとしている。日本政府は近野諸国に対し「歴史認識の相違」を理由に、とりわけ中国などとの間の越えられない壁(靖国題はか)を自らつくり出している現実と照らし合わせてみるとき、その倫理観、価値観の隔たりの大きさを認識せざるをえない。

ドイツでは連邦、州が後援する民間教育機関、ゲオルク・エッカート国際教科書研究所が中心となり、大戦直後からフランス、オランダ、スカンジナビア諸国と、さらにポーランドと歴史、歴史教育について共同研究を行い、その成果を生かして教科書の中身をどう具体化するかの議論を30年間行ってきた。ドイツ・ポーランド歴史教科書委員会は2001年に歴史研究報告「20世紀のドイツと景会は2001年に歴史研究報告「20世紀のドイツとポーランド」を出版し、両国の歴史教師のハンドブックとして愛用されている。いまでは「第2次世界大戦を子どもたちに伝えるために欧州的展望で作業しよう」とドイツとポーランドの州地域同士の歴史教師の支援も盛んになっているという。

ドイツにおけるナチスの教育政策について論考

している増渕幸男(『ナチズムと教育』、東信堂)は、「人間の尊厳と幸福を第一義に考え、その実現のために寄与するはずの教育が、ナチズムの犯した諸々の犯罪に直面すると無力感に襲われる。一中略一戦争の悲惨さと愚かさを説いてきた教育が、結局は全体主義に対しては力をもたず、むしろ戦争を煽り拡大することに加担する役割を果たしてきた事実がある。一中略一そうした犯罪へと国民を駆り立て導いた歴史認識と価値観、世界観、そしてそれを可能にした誤れる教育の恐ろしさをしっかりと受け止めておかねばならないだろう」と述べている。教育「改革」が担うその先の目標を国民が読み取り、誰もが安心して住める社会をつくるための努力こそが急務だと思う。

コーネル大学のブロンフェンブレンナーは「一つの社会がよい社会であるかどうかの基準は、次の世代のためにどれだけのことを準備するかどうかである」と思慮深いメッセージを世界の人々に送っているが、いままさにわが国では、このメッセージが生かされるかどうかという瀬戸際の有り様が問われているといえる。

#### 健康の自己責任と憲法25条

近年「生活習慣病」という呼び方が「成人病」 に変わって登場してきた。疾病に関する名称であ るから勿論厚生省(当時)が言い出したものであ り、それへの対策も官指導で強力に進められてい る。一見説得力のある用語であるが、何かおかし いぞとの思いに突き当たる。国民一人ひとりが自 分の健康を守るための方法として自分の改善すべ き生活習慣について考え、実行する事は各人が為 すべきことではあるが、それは一体政府が国民に 対して主導的にすすめるべき性質の事柄であろう か。良くない生活習慣をそのままにしておくと生 活習慣病になりますよ、それは自分が努力しな かったのであるから自己責任ですよ、と言いたい のではないだろうか。そうであるとすれば、これ まで公的責任で行われてきた公衆衛生行政は骨抜 きにされ、憲法25条に謳われている国民の健康に 対する国の責任の所在はどうなるのであろうか。 戦後60年の歴史のなかで、憲法25条は日本の社会 保障制度を充実・発展させるうえでどれほど大き な役割を果たしてきたか測り知れない。しかし近 年その憲法25条の形骸化が急速に進行しつつある ように思う。

1945年当時、農村の働き手の多くは戦争に駆り出され、地域は疲弊していた。貧しさと健康についての意識の低さが重なり、農民が医療機関に足を運ぶ時はたいていがまん型、手おくれ型の病気が原因であった。徳川政治以来「百姓は殺さぬよう生かさぬように」の圧政が続くなかで農民は、「健康犠牲は美徳」とする価値観を押しつけられてきた。とりわけ戦時中の労働力不足のなか、健康を犠牲にして働くことは当たり前の生活習慣とまでなっていた。

そんななか当時の農業会(現農協)が1944年長 野県佐久に小さな病院を建てた。佐久病院であ る。そこに外科医として1945年東大小石川分院か ら赴任してきた若月俊一氏(現名誉総長)は、多 くの手遅れ患者に対する日常診療の傍ら日曜・休 日を利用して出張診療班を組み、村々を巡回して 歩いた。出張診療班の仕事は診療活動だけではな かった。合間に衛生講話や人形芝居、演劇などを 通して、農民が健康や病気について正しい知識を 持つようになるための保健学習に力を入れた。と 同時に、病気を未然に防ぐための予防活動にも大 きな力を注いだ。医療を住民の生活に近づける取 り組み、健康に生きることの当然性を住民が認識 していけるようにする取り組み、いつでもどこで も誰でも必要な医療が受けられるようにする医療 民主化の運動、地域医療の実践が信州の農村の小 さな病院で協同組合の医療運動として始まったの であった。

1970年代アメリカでプライマリーケアの取り組みが始まり、日本では1980年代中頃から地域医療が急激に強調されだした。このことはそれまでの医療が住民の生活の場からかけ離れたところにあったことの反省でもあると思う。それはそれで良しとするが、それまで見向きもしなかった分野に我も我もと医療機関が名乗りを上げる様は奇異にさえ思えた。背景には国の医療費抑制政策下できなと、このような地域医療の進展が、国民の願うない。このような地域医療の進展が、国民の願うかいささか疑問をもつ。良心的な医療人もいるし、例えばインフォームドコンセントの実践にみ

られる新しい医療の流れもあるが、医療民主化が 究極にめざすことは、国民一人ひとりの健康権の 保障と患者・住民の主体的参加であろう。地域医 療の実践は、そのような医療思想の水準にまで高 めることが求められるのではなかろうか。

患者・住民が健康の主体者として自覚を持つためには、健康を個々人のもつ基本的権利として認識することが大切である。しかし、この認識は容易に生まれるものではない、そこでくり返しくり返し行う保健学習が必要になる。学習の場を日常生活のなかにどれだけ多くもつか、集団のなかでどう高め合うかが鍵である。先進地域で保健と社会教育分野との連携が進んでいる。

若月氏らは保健学習の場を地域のなかに頻回に つくった。オリジナルの演劇を通して住民に健康 の大切さを訴え、自分自身が自分の健康の主体者 (健康を権利として認識する) へと成長していく ための支援を長年にわたり行ってきた。筆者も厚 生連病院に勤務していた頃身近な健康問題をテー マに脚本を書き、労組の劇団部に何度も上演して もらった。場所は農協婦人部の集会とか公民館祭 りなどで、農村(地域)医療活動の一環としてで あった。医師、看護師、各種技術者、事務職など で構成するスタッフ、キャストと、劇を観る地域 の人々とが「健康」を考え合う中で共感が生ま れ、その関係が様々な交流を通して発展していく のである。その発展の過程で住民は自分の健康を 守るために自分が主体者となり、例えば病気の時 には専門家と共同して健康回復するために自身も 努力する考え方へと脱皮していく。このような主 体者意識を獲得するまでの過程が極めて重要であ り、その意識は自己責任論と相容れるものではな 11

現代社会に生きて自分の健康と真摯に向き合うことは相当にエネルギーの要ることである。「健康」の概念が近年 QOL や Social Well-Being にまで広がってきたことは衆知の通りであるが、例えば Social Well-Being を実現しようとする時、個人の努力で俄に為し得ることは極めて少ない。生活習慣病を引き起こす大きな要因とされる食生活を取り上げて考えれば、事態は明瞭である。人体に悪影響をもたらすとされる化学物質が添加されている輸入食品などは、個人の努力では防ぎようも

ない。まさに社会の仕組みから派生する問題である。健康を共同で守らざるを得ない時代になっている。それにしてもこのような社会的仕組みに起因する問題の一端を、生活習慣病などと個人の責任に帰してしまう施策は受け入れられないのである。

WHO 憲章は健康を享受することはすべての人間の基本的人権として位置づけ、「すべての人に健康を」(health fo all) というアルマ・アタ宣言のスローガンも、基本的人権の重要な構成内容である健康の実現という意義を持ち、わが国の憲法25条の理念と呼応するものである。

「生命行政」の名で広く知られている岩手県沢 内村は1960年、他に先がけて65歳以上高齢者の外 来医療の10割給付を村の国保で実施した。そのと き村議会で国民健康保険法違反ではないかと指摘 された故深沢晨雄村長は、「それはあるいは国民 健康保険法に違反するかもしれませんが、末端の 法律はともかく、少なくとも憲法違反にはなりま せんよ。これをやらなければ、経済的に困ってい る村の人たちは、憲法が保障している健康で文化 的な最低の生活すら得られないですからね。もし 訴えるのであればそれでいい、最高裁まで争いま すよ」と答弁している。(及川和男「村長あり き」新潮社)これぞ地域医療の基本的立脚点であ る基本的人権を絵に画いた餅にするのではなく、 現実に住民が生活している地域で実現した典型と いえよう。沢内村では村内の専門家、諸組織、団 体、住民が共同して健康な村づくりの目標を一つ 一つ達成してきた。現在も老人医療費10割給付を 実現している。

地方自治法にある自治体の責務には、「住民の安全を守る」ことが掲げられているが、この根拠は憲法25条にある。国民健康保険料を長期に滞納した世帯への保険証交付を差し止めることが制度的に認められるような地方自治のあり方は、憲法25条の形骸化そのものである。経済不況が長期化し、労働環境が深刻化するなかで職を失い、生活に困窮する人の数は増加し続けている。経済のグローバル化という国策の後押しもあってすすめられている現今の経済体制は多くの国内労働者に犠牲を強い、保健・医療の面でも影響が出てきている。失職し、国民健康保険に転入しても保険料の

いると思う。

負担に耐えられず滞納する。その結果が前述の保険証差し止めである。「資格証明書」を交付し、診療時には療養費払い(現金払い)するというもので、これにより医療を受けられないで死亡した例が全国に出ている。「生命行政」を実行した故深沢村長が存命していたら、このような25条の空文化をどのように検証するであろうか。

1984年健康保険法が「改正」され、勤労者の健康保険(共済、健保、政管など)診療時10割給付が9割となった。それを阻止する国民的運動が全国に繰り広げられた。筆者も1983年厚生省(当時)との交渉に臨む機会があった。当時、健康保険本人の診療時一割負担と同時に軽費療養費の自己負担化が計画されていた。そのことについて厚生省担当課長は次のような説明をし、交渉参加者があっけにとられたことを思い出す。「風邪のような本人の不注意でなる病気の治療費を健康保険で給付することは、日常生活で注意する人との間に不公平が生ずる。だから、全額自己負担にしたい。」まさに健康の自己責任論をあらわに表明したものであった。

イギリスの市民革命の理論的指導者として知ら

れるジョン・ロックは、封建制のもとでは、生命 や身体が国王や領主の主権に属していたが、自己 の生命、身体に関することがらは自己の主権に属 するものであって、他人にあれこれ命令される筋 合いではないし、自分の財産と同じく自分の所有 物であり自分で決めるべきことがらであると主張 した。これを健康の自己主権論と呼ぶ、とした。 (日野秀逸「医療と歴史」日生協医療部会) さら に国民が主権者として振る舞うことは、健康に関 する理性を磨かなければならない。そのためには 個人の努力を基礎としつつも、集団的な学習を必 要とする。同時に国が国民の健康に関する理性を 形成・発展させる条件を整備(憲法25条を履行) (傍点部分筆者) しなければならない (同上)、 と日野氏は主張している。現在推進されている社 会保障構造改革の内容が健康主権を侵害し、憲法 25条を形骸化させている現実を思うとき、それに 対峙する国民の態度について多大な示唆を与える ものである。国民がこの先どのような道を選択し 国の未来を創るのか、それは焦眉の課題になって